

近畿中部防衛局防災管理規則を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局防災管理規則

改正 平成29年12月27日近畿中部防衛局達第6号

改正 令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号

(目的)

第1条 この達は、近畿中部防衛局（以下「局」という。）における防災管理の徹底を図り、火災・風水害・地震その他の非常事態（以下「災害時」という。）に際して物的・人的被害を軽減することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防災管理について、必要な事項は、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この達の定める所によるものとする。

(災害等防止の心得)

第3条 職員は災害等の未然防止に最大の関心と努力を傾注するとともに、災害等が発生したときは、旺盛な責任観念を持って、迅速に適切な措置をとらなければならない。

(防災管理者)

第4条 防災管理の徹底を図るため、防災管理者、防災管理者代理、防災責任者、火元責任者及び火元責任補助者（以下「防災管理者等」という。）を置く。

- 2 防災管理者は、局長とする。
- 3 防災管理者代理は、次長とする。
- 4 防災責任者は、会計課長とする。
- 5 火元責任者は、防災管理者の指名する職員をもって充てる。
- 6 火元責任補助者は、火元責任者の指名する職員をもって充てる。

(防災管理者等の任務)

第5条 防災管理者は、防災責任者・火元責任者及び火元責任補助者を総括して、局の防災管理の任に当たる。

- 2 防災管理者代理は防災管理者を補佐し、防災管理者に事故があるときは、その職務を代行する。

3 防災責任者は、防災管理者の命を受けて使用庁舎の防災管理及び人命の安全管理等の任に当たる。

4 火元責任者は、防災責任者の指示により、火気取締りの任に当たる。

5 火元責任補助者は、火元責任者を補助する。

(自衛消防隊の組織及び任務)

第6条 火災が発生したときの被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を組織する。

2 自衛消防隊の組織および任務は別表のとおりとする。

3 自衛消防隊長（以下「隊長」という。）は、総務部長の職にある職員をもって充て、防災管理者の指示を受けて自衛消防隊を指揮する。

4 自衛消防副隊長は、企画部長及び調達部長の職にある職員をもって充て、隊長を補佐し、隊長不在のときは、その職務を代理する。

5 班長及び班員は、隊長の指名する職員をもって充てる。

6 会計課長は、自衛消防隊編成名簿を作成し、関係者に通知する。

(準用規定)

第7条 前条の規定は、火災以外の災害等が発生した場合に、これを準用する。

(火気使用)

第8条 庁舎内において、常時又は臨時に火気（ストーブ・火鉢・電熱器・その他の器具）を使用する場合は、火元責任者を経て、防災責任者の承認を得なければならない。

2 前項により承認を得た場合は、それぞれ使用上の注意事項を守らなければならない。

(警報の伝達及び火気使用の規則)

第9条 防災管理者は、火災警報発令中又はその他の事情により火災発生の危険若しくは人命安全の危険の切迫していると認めたときは、その旨局内全体に伝達し、火気使用の中止又は危険な場所への立ち入り禁止を命じることができる。

(防災教育及び訓練)

第10条 防災管理者は、職員に対し防災の啓発を行い防災管理の徹底を図るとともに、有事に際し、被害を最小限度にとどめるため、訓練を行い技術の向上を図るものとする。

(防災管理委員会)

第11条 防災管理者の命を受けて、局における総合的防災管理について調査審議するため、防災管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第12条 委員長は、総務部長の職にある職員をもって充てる。

2 委員は、企画部長、調達部長、総務課長、会計課長、地方調整課長及び調達計画課長の職にある職員をもって充てる。

(委員会の任務)

第13条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとし、必要の都度、委員長がこれを招集する。

- (1) 防災に関する計画及びその具体化
- (2) 防災のための設備の改善強化
- (3) 防災に関する調査研究及び対策
- (4) 防災に関する思想の普及及び高揚
- (5) その他防災に関する重要事項

2 委員長は、必要に応じ、調査審議の結果について報告書を作成し、防災管理者に提出する。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

(支局及び事務所における防災管理)

第15条 東海防衛支局及び小松、京都、舞鶴、岐阜各防衛事務所の防災管理に関して必要な事項は、東海防衛支局長及び小松、京都、舞鶴、岐阜各防衛事務所長がこの達の趣旨に沿って定める。

(その他)

第16条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附則(平成29年12月27日近畿中部防衛局達第6号)

この達は、平成30年1月1日から施行する。

附則(令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号)

この達は、平成5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

近畿中部防衛局自衛消防隊の組織及び任務

自 衛 消 防 隊 長	同 副 隊 長	指揮班長（正・副）一班員	隊長の命令を伝達し、渉外及び各班相互の連絡調製に当たる。大阪合同庁舎第2・第4号館消防隊本部との間の連絡。
		救護班長（正・副）一班員	負傷者・被救助者等の応急救護に当たる。
		警戒班長（正・副）一班員	不法侵入者の警戒・搬出した書類及び物品の焼失・盗難等の警戒に当たる。
		搬出班長（正・副）一班員	火災発生時に、重要書類・物品等の搬出を行う。
		消火班長（正・副）一班員	消火器・消火栓・バケツ等による初期消火に当たる。
		避難誘導班長（正・副）一班員	防火扉の開閉・避難者の誘導及び指導に当たる。